

商店街にぎわい施設・設備整備事業

1 趣 旨

商店街が行う賑わいづくりや安心・安全の確保のための施設整備を市町村と連携して後押しする。

2 事業内容

補助対象事業	<p>商店街等の集客・にぎわいづくりを行うための事業又は商店街等への来街者の安心・安全の確保を図るための事業であって、商店街等の活性化に資する施設又は設備の整備を行うもの。</p> <p>【例】</p> <p>①街路灯、アーケード、一括免税カウンター、公衆無線 LAN、ファサード看板、ポイントカードシステム、案内板、緊急放送設備、AED など</p> <p>②防犯カメラ</p>
補助対象者	商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、商工会、商工会議所等
補助率	<p><①防犯カメラ以外の設備の新設及び改修></p> <p>1 / 3 以内 (かつ市町村が補助する額の範囲内)</p> <p><②防犯カメラの新設及び改修></p> <p>1 / 2 以内 (かつ市町村が補助する額の 1.5 倍以内)</p>
補助限度額	2,000 千円 (下限: 200 千円)
備考	<p>○本事業は、市町村からの補助が条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市内に所在する団体は直接補助 ・その他の市町村に所在する団体は市町村間接補助